

公園緑地管理業務共通仕様書

神栖市役所 施設管理課

(目次)

第1章 総則

第1節 一般事項

- 第1条 (適用範囲)
- 第2条 (用語の定義)
- 第3条 (官公庁等への手続き等)
- 第4条 (関係法規の遵守)
- 第5条 (軽微な変更)
- 第6条 (疑義の解決)
- 第7条 (地元住民への対応)
- 第8条 (業務看板の設置)
- 第9条 (後片付け)
- 第10条 (提出書類)

第2節 業務委託の監理

- 第11条 (業務計画書)
- 第12条 (現場の工程管理)
- 第13条 (作業用の機械器具)
- 第14条 (材料)
- 第15条 (業務中の安全管理)
- 第16条 (原状復旧)
- 第17条 (発生材の処分)
- 第18条 (過積載の防止)
- 第19条 (記録写真)

第3節 業務委託の完了

- 第20条 (委託の検査)

第2章 除草・草刈等

- 第21条 (目的)
- 第22条 (人力抜根除草)
- 第23条 (人力草刈)
- 第24条 (機械草刈(肩掛け式・ロータリー式))
- 第25条 (除伐・つる切り)

第3章 清掃

- 第26条 (目的)
- 第27条 (園内清掃)
- 第28条 (水面清掃)
- 第29条 (排水施設清掃)
- 第30条 (集積)

第4章 剪定・刈り込み

- 第31条 (目的)
- 第32条 (剪定・刈り込みの基本的考え方)
- 第33条 (冬季剪定)
- 第34条 (夏季剪定)
- 第35条 (常緑樹剪定)
- 第36条 (基本剪定)
- 第37条 (整姿剪定)
- 第38条 (剪定の方法)
- 第39条 (剪定すべき枝)
- 第40条 (制約条件がある場合の剪定)
- 第41条 (刈り込み)
- 第42条 (刈り込みの方法)

第5章 病害虫防除

- 第43条 (目的)
- 第44条 (巡回(徒步)剪除)
- 第45条 (剪定防除)
- 第46条 (薬剤散布等)

第6章 施肥

- 第47条 (目的)
- 第48条 (上木(高・中木)施肥)
- 第49条 (下木(中・低木)施肥)

第7章 芝生管理

- 第50条 (目的)
- 第51条 (抜根除草)
- 第52条 (刈り込み)
- 第53条 (目土かけ)
- 第54条 (施肥)

第8章 花壇管理

- 第55条 (目的)
- 第56条 (地拵え)
- 第57条 (植え付け)
- 第58条 (花壇管理)
- 第59条 (灌水)
- 第60条 (施肥)

第1章 総則

第1節 一般事項

第1条（適用範囲）

- 1 本仕様書は、神栖市役所施設管理課が施行する公園緑地等の維持業務委託に適用する。
- 2 業務委託はそれぞれの種別に応じ、本仕様書に定める仕様に従い履行する。

第2条（用語の定義）

1 担当職員

業務委託を担当する神栖市役所施設管理課の職員をいう。

2 指示

委託者が受託者に対し、業務委託の履行上必要な事項について示し、実施させることをいう。

3 承諾

契約図書で示した事項について、委託者又は受託者が同意することをいう。

4 協議

委託者と受託者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

5 報告

受託者が委託者に対し、書面により知らせることをいう。

第3条（官公庁等への手続き等）

- 1 受託者は、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならぬ。
- 2 受託者は、業務の履行にあたり必要な関係官公庁及びその他の関係機関への届出などを遅滞なく実施しなければならない。
- 3 受託者は、届出などの実施にあたっては、報告しなければならない。

第4条（関係法規の遵守）

受託者は、業務の履行にあたり、関係法令、条例及びその他の諸規定を守り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

第5条（軽微な変更）

受託者は現場の状況などにより、作業位置、方法に関してやむを得ず行う軽微な変更については、協議し、報告する。

第6条（疑義の解決）

受託者は、契約に定める事項について疑義を生じた場合には、協議する。

第7条（地元住民への対応）

- 1 受託者は業務の履行に先立って、担当職員と調整の上、地元住民に業務の内容を説明し、理解と協力を求め、業務の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 受託者は、業務に関し、地元住民から要望などがあったとき、又は交渉をするときには、速やかに担当職員に連絡し、誠意をもって解決を図るとともに、その経緯について遅滞なく報告するものとする。

第8条（業務看板の設置）

- 1 受託者は、業務内容を示す看板、その他作業現場に必要な注意板、制札板などを、公園利用者などが見やすい位置に設置するものとする。
- 2 業務看板については、原則として以下に示す項目を明記するものとする。
(参考：「道路工事現場における保安施設の設置基準」)

- (1) あいさつ文「ご迷惑をおかけします」
- (2) 委託の内容（例：「公園の草刈・樹木管理を行っています」）
- (3) 履行期限
- (4) 委託名
- (5) 委託発注部署及び連絡先
- (6) 受託者及び連絡先
- (7) 現場責任者

第9条（後片付け）

受託者は、業務委託の作業終了後、速やかに現場の後片付けをし、入念な清掃を行うものとする。

第10条（提出書類）

受託者は、提出書類を委託契約約款に基づいて、担当職員に提出するものとする。

第2節 業務委託の監理

第11条（業務計画書）

- 1 受託者は、業務委託の実施にあたり、作業内容、手順、作業方法、安全対策などについて担当職員と十分調整の上、業務計画書を提出し、これを遵守し委託の履行に当たらなければならない。
- 2 業務計画書には次の事項について記載すること。
 - (1) 業務概要
 - (2) 工程表
 - (3) 現場組織表
 - (4) 安全管理（安全訓練等の実施を含む）
 - (5) 主要機械等

- (6) 履行方法
- (7) 履行管理計画
- (8) 緊急時の体制及び対応
- (9) 交通管理及び保安上の措置
- (10) その他

第12条（現場の工程管理）

- 1 受託者は、工程表に基づき、適正な進捗管理に努めるものとする。
- 2 各作業は、天候、生育状態などを考慮し、最大の効果が期待できるよう、担当職員と調整し進めるものとする。
- 3 受託者は、工程に変更が生じる恐れのある場合には、承諾を受けるものとする。
- 4 受託者は業務の週報を担当職員に提出するものとする。ただし、担当職員が必要ないと認めたときは、これに準ずる報告書（月報など）を提出するか、又は省略することができる。

第13条（作業用の機械器具）

- 1 作業用の機械器具などは、各作業に適するものを使用する。特に機械器具類の目的外使用は絶対に行わないこと。
- 2 病害枝の剪除作業等において、樹木の病原菌に冒された部位に使用した器具は、使用後直ちに付着物を拭き取り、アルコール等を湿した布等で殺菌を行い、乾かしてから使用すること。
- 3 作業にあたり、剪定の際に足場となる枝が極端に少ない、または細いなどの理由により枝を切る箇所に近づけない場合などにおいて、高所作業車を使用する場合は、事前に承諾を得ること。また、その場合は半日単位の利用とする。

第14条（材料）

設計図書で指定した材料は、担当職員の確認を受けたものを使用する。

第15条（業務中の安全管理）

- 1 受託者は、作業にあたって地元住民、公園緑地等の利用者などに危険がないよう、十分な安全対策を講じるものとする。
- 2 公園緑地等へ作業車両を乗り入れる場合は、当該施設の管理者から許可を受け、徐行（時速8 km以下）するものとする。
- 3 受託者は、交通の安全について、関係官公庁と協議するとともに、自動車交通及び歩行者交通に危険が及ばないように十分な安全対策を講じるものとする。
- 4 受託者は、豪雨、強風、積雪などの荒天時に際しては、天気予報などの情報を把握し、常にこれに対処できるように準備をしておくものとする。

- 5 受託者は、ガソリン、電気、農薬などの危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて、関係法令の定めるところに従い、安全対策を講じるものとする。
- 6 架空線（高圧線・通信線等）の影響により、作業の安全性が確保できない場合、電力会社・通信会社等との立ち会いについて、担当職員に申し出て、協議すること。
- 7 作業機械や道具類、剪定枝葉や刈草、土砂、ごみ類は、公園緑地等の利用や周辺交通及び保安上の障害とならないよう、作業の都度整理し、速やかに搬出すること。風や通行車両の風圧で現場や周辺道路、近隣に散乱しないように注意すること。
- 8 作業に従事する者は、作業に支障のない服装で、必要に応じてヘルメット、安全靴、安全帯、保護眼鏡など作業に適した保護具を着用し、安全対策を講じるものとする。
- 9 受託者は、事故などが発生した場合には、まず被害者の救助に当たるとともに、二次災害を防止するために必要な措置を講じ、担当職員及び関係機関に直ちに連絡するものとする。また、事故の原因、経過及び被害の内容などについて、遅滞なく事故報告書を提出するものとする。
- 10 受託者は、以下の項目を例として定期的に業務の現場に即した安全に関する研修、訓練等を実施するものとする。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 本業務内容等の周知徹底
 - (3) 「造園安全衛生管理の手引き」（社団法人日本造園建設業協会）、「造園工事業の安全作業手順」（建設業労働災害防止協会）等の周知徹底
 - (4) 本現場で予想される事故対策
 - (5) その他、安全衛生教育として必要な事項

- 11 安全訓練等の実施に当たっては、業務計画書に業務の内容に応じた安全訓練等の具体的な計画を作成し、担当職員に提出すること。また、その実施状況については、安全訓練等の内容を記録した報告書や写真等の資料を整備・保管し、担当職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出すること。

第16条（原状復旧）

受託者は、作業にあたり、施設、樹木などを損傷させないように注意すること。万が一、損傷した場合には、直ちに担当職員及び関係機関に連絡するとともに、応急措置を行なうこと。また、受託者の負担において原状に復旧し、報告すること。

第17条（発生材の処分）

受託者は、現場での発生材を現場に存置することなく、作業の都度搬出し、適正に処分するものとする。ただし、あらかじめ担当職員の確認を得たものについては、この限りではない。

第18条（過積載の防止）

受託者は、剪定枝や刈草等の運搬に当たっては、過積載防止を厳守するとともに、関係法令の定めに従うこと。

第19条（記録写真）

1 記録写真是、以下に示す項目について撮影すると共に、整備・保管し、検査時に提出すること。

- (1) 作業ごとにその内容が確認できる全体写真及び部分写真を、作業前、作業中、作業後について同一の場所から撮影したもの
- (2) 現場の看板や保安施設の設置状況、安全訓練等の安全管理に関わるもの
- (3) 交通誘導員を配置した場合、その作業状況、配置状況が分かるもの
- (4) 高所作業車を使用した場合、その作業状況、機種が分かるもの

2 撮影に際しては、以下に示す項目を明記した黒板を用いるものとする。

- (1) 業務委託名
- (2) 撮影場所
- (3) 作業名
- (4) 撮影日
- (5) 受託者名

3 写真是カラーサービス版とし、作業種別、作業段階ごとに整理の上、写真帳に以下の項目を記入し、業務完了時に、担当職員に1部提出するものとする。

- (1) 業務委託名
- (2) 撮影場所
- (3) 撮影対象物
- (4) 撮影日
- (5) 図面
- (6) 撮影方向

4 写真撮影にデジタルカメラを用いる場合は以下の通りとする。

- (1) 十分に第1項及び第2項に示す内容が認識できるものであれば、デジタルカメラによる撮影の印刷物も写真と同様と見なす。その場合、図表、インデックスなどの必要な情報が網羅されていれば、印刷物のみによる提出で良い。
- (2) 撮影に使用するデジタルカメラは130万画素以上の機種とする。

- (3) 写真（画像）出力方式は昇華型プリンタ、インクジェットプリンタ、レーザープリンタなどの適切な方式を採用する。
 - (4) 写真（画像）の印刷出力見本により、事前に承諾を得ること。
 - (5) 写真（画像）のトリミングや拡大、明るさの補正以外の加工は行ってはならない。
- 5 写真は工程表に従い、常に整理しておくものとする。
- 6 撮影場所、撮影頻度、写真の提出方法などは、業務計画書に記載し、担当職員の確認を得ることとする。
- 7 写真の提出方法は、電子納品によるものと/or/できる。その場合、内容については、担当職員の確認を得ることとする。

第3節 業務委託の完了

第20条（委託の検査）

- 1 受託者は、委託契約約款に基づく検査を受けなければならない。
- 2 受託者は、検査にあたり業務計画書を提示するほか、以下の書類を業務の内容に応じて作成し、業務完了時に、担当職員に1部提出するものとする。
 - (1) 委託契約書（写）
 - (2) 実施工程表
 - (3) 出来高数量表
 - (4) 出来高数量内訳及び数量根拠資料（面積計算書など）
 - (5) 処分伝票及び集計表
 - (6) 材料伝票
 - (7) 薬剤散布実施報告書
 - (8) 交通誘導員伝票及び日誌
 - (9) 高所作業車利用伝票または日報
 - (10) 各種申請書及び許可証
 - (11) 打合せ簿
 - (12) 業務日誌
 - (13) 記録写真
 - (14) 安全訓練等の記録
 - (15) その他担当職員が必要と認めた書類
- 3 受託者は、検査に必要な図書などについて、担当職員又は検査員の指示に従わなければならない。

第2章 除草・草刈等

第21条（目的）

除草・草刈等は、以下を目的とする。

- 1 公園緑地等の美化及び都市美観の維持
- 2 樹木などの生育阻害の防止
- 3 病害虫発生の予防
- 4 火災の防止
- 5 見通しの確保

第22条（人力抜根除草）

- 1 除草フォークなどを用いて根ごと取り除く。
- 2 既存植物を傷めないように注意する。
- 3 抜根除草跡はきれいに整地、清掃する。
- 4 実生の木本類、及び樹木や施設などにからんでいるつる性雑草も、取り残しのないよう除去する。
- 5 同時に中低木刈り込み作業を行う場合は、先に抜根除草作業を行うこと。

第23条（人力草刈）

- 1 刈込器具は鎌などを用いる。
- 2 刈りむらのないように均一に刈り込む。
- 3 刈り残しがないように注意する。
- 4 樹木や施設などにからんでいるつる性雑草も除去する。
- 5 刈り跡はきれいに清掃する。
- 6 樹木、株物、柵などを損傷しないように注意する。
- 7 同時に中低木刈り込み作業を行う場合は、先に草刈作業を行うこと。

第24条（機械草刈（肩掛け式・ロータリー式））

- 1 作業前に小石などを除去し、周囲に飛散しないようにする。
- 2 刈りむらのないように均一に刈り込む。
- 3 機械刈りのできない場所については、手刈りとし、刈り残しのないように仕上げる。
- 4 刈り跡はきれいに整地清掃する。
- 5 樹木、株物、柵などを損傷しないように注意する。
- 6 樹木や施設などにからんでいるつる性雑草も除去する。
- 7 カッターによる小石などの跳ね飛ばしや刈草の吹き出し方向に注意する。
- 8 のり面の草刈は、表土の流出を防ぐために、地面を露出させないよう刈り高に注意するものとする。

第25条（除伐・つる切り）

- 1 幹周10cm未満の実生木やつる性植物などを、チェーンソー、なたなどを使用して除伐する。
- 2 樹木に巻きついたり、枝から垂れ下がっているつる性植物も除去する。

第3章 清掃

第26条（目的）

清掃は、園路、広場及び池や流れの水面などの美化並びに排水施設の機能維持を目的とする。

第27条（園内清掃）

- 1 取り残しがないように、きれいにかき集める。
- 2 植込内などを清掃する際には、樹木を傷つけないように注意する。
- 3 ごみの収集の際には、担当職員の指示に従い分別する。

第28条（水面清掃）

樹木の剪定などの際に、水面へ落ちた枝葉等の清掃を行なう。

第29条（排水施設清掃）

- 1 側溝・枠などの排水施設に溜まった土砂などを入念に取り除く。
- 2 排水管をバキューム車などで清掃する場合は、管口などの施設に損傷を与えないように留意するとともに、公園緑地等の利用者に危険がないように安全対策を講じるものとする。
- 3 除去した土砂の処分については、担当職員と調整の上、行うものとする。

第30条（集積）

剪定や刈込等に伴う後片付けを除き、清掃ゴミについては、現場の指定箇所に集積し、その状況を速やかに担当職員に連絡すること。

第4章 剪定・刈り込み

第31条（目的）

樹木の剪定・刈り込みは、以下を目的とする。

- 1 美しい都市景観の維持
- 2 樹冠内の日照や通風を確保し、樹木の健全育成を促すこと
- 3 病害虫の予防
- 4 公園緑地等の利用や周辺交通等の障害となる部分、強風等により枝折れする恐れのある部分などを排除し、未然に事故を防止すること
- 5 民有地への枝葉の越境を防止するなど、限られた生育空間内に樹冠が収まるよう形状を調整し、美しく整えること

第32条（剪定・刈り込みの基本的考え方）

- 1 剪定は、樹木のもつ自然樹形を基本とし、樹木固有の美しさを保つようを行うこと。
- 2 刈り込みは、整形を基本とし、人工的な美しさを保つようを行うこと。
- 3 地域の生態系、樹木の生育状況、景観、都市機能、交通安全、周囲の環境に配慮すること。
- 4 樹種の特性を理解の上、種々の制約条件に応じて最も適切な方法と時期により行うこと。
- 5 花木の場合は、花芽分化時期に留意すること。
- 6 樹高が高くなり、枝が横に大きく広がる樹種は、維持する樹木の大きさや形状に配慮すること。
- 7 樹木が次の状況またはそれに近い状況にある場合は、担当職員と協議の上、前項までの事項にかかわらず、第40条に示す通り剪定・刈り込みを行うこと。
 - (1) 枝・葉等が、道路構造令（昭和45年制令第320号）で定める建築限界を侵しているとき。
 - (2) 枝、葉等が、道路を走行する車両等の視界の障害となり、信号機若しくは道路標識又は歩行者の確認が著しく困難であるとき。
 - (3) 架空電線（低圧防護具に収めた絶縁電線を除く。）又は架空電話線（引き込み線を含む。）から20cm（高圧の架空電線又は変圧器の場合は、1.5m）以内に樹木の枝、葉等が接近している場合。
 - (4) 照明灯の光を、枝、葉等が著しく阻害しているとき。
 - (5) 枝、葉等が公園緑地等の区域を越えて民有地に進入しているとき。
- 8 樹木についている不要になったしゅろ縄等、また、不用意に取り付けられた鉄線等は、作業に当たり除去すること。
- 9 樹木に材質腐朽菌によるキノコの発生、不自然な揺らぎ、傾斜等の異常を発見した場合は、担当職員に速やかに報告すること。

第33条（冬季剪定）

- 1 樹冠の半分以上が落葉した状態（休眠期）の落葉樹について適用する。
- 2 落葉期（11～2月頃）を適期とする。

第34条（夏季剪定）

- 1 着葉期の落葉樹について適用するが、剪定不適期で樹木への負担が大きいため、次の様なやむを得ない場合を除き原則として行わないこと。
 - (1) 台風などの強風により倒木の恐れのある樹木
 - (2) カロリナポプラ、シダレヤナギ、ニセアカシア、プラタナスなどの、枝葉の生長が著しく早く、風害に弱い樹種

(3) 薬剤散布出来ない場所で害虫が大量に発生し、第45条の剪定防除では対応できない場合

(4) 落葉期に剪定が出来ず、やむを得ず剪定の必要のある場合

2 出来る限り緑陰を保つように剪定すること。

第35条（常緑樹剪定）

1 常緑樹について適用する。

2 初秋（9～10月）を適期とするが、梅雨頃（6～7月頃）に行うことも出来る。ただし、針葉樹の剪定適期については落葉樹の剪定適期と同様とする。

3 剪定方法は原則として基本剪定に準ずる。

第36条（基本剪定）

目標とする樹形維持・形成のために、枝の骨格・配置を作ることを目的とした骨格枝剪定に適用する。主に、枝降ろし、枝抜き剪定、切返し剪定によって、将来の枝の生長を予測した枝の数や長さ、配置を決め、不要枝を除去すると共に、整姿剪定を行って樹冠を整える。

第37条（整姿剪定）

混みすぎによる枯損枝の発生防止や風害の予防などを目的とするもので、樹形・樹冠を整える程度の軽剪定に適用する。

原則として当年から前年の間に基本剪定を行った樹木を対象とし、主に枝抜き剪定と切返し剪定により、繁茂して混みすぎた枝数の整理（減少）を行い、切詰め剪定により樹冠の乱れを整える。同時に危険枝や支障枝、病害虫枝やゴ、胴吹き枝等の不要枝の除去も行う。

第38条（剪定の方法）

1 剪定の方法には、切詰め、切返し、枝抜き、枝降ろしなどがあるが、樹木の性状や生育状況に応じた方法を選択し、将来の枝葉の生育方向を見込んでうこと。

2 枝の切除は枝の分岐部または芽の直上で行うこと。また、枝の付け根の枝組織と幹組織が混じり合っているカラーと呼ばれる部分を傷つけないよう、バークリッジを残してカラーにできる限り近く正しい位置と角度により剪定すること。

3 良く切れる鋏や鋸等を使用し、切断面は滑らかに仕上げること。

4 枝の途中または極端に細い枝を残して太枝を切るようないわゆる「ぶつ切り」は行わないこと。

5 太枝を切除する場合は、枝の自重で切り口の付け根から裂けることを防ぐために、切断予定箇所の数十センチ上の部分をあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くした上で切り返しを行う「二段切り」を行うこと。

6 太い枝（概ね直径15cm以上）を剪定した場合は、必要に応じて切り口に殺菌・癒合促進剤を塗布する。

第39条（剪定すべき枝）

- 1 枯れ枝や折れて落下する恐れのある枝、建築限界を侵して人や車に接触する恐れのある低い枝（危険枝）
- 2 架線に近接している枝や、照明灯等を隠す枝、民有地へ越境する枝、歩行者や車両の通行や視界を妨げる枝（支障枝）
- 3 病害虫に侵され、治療や駆除が出来ない枝（病害虫枝）
- 4 樹冠、樹形の維持や、樹冠内の通風や採光の支障となっており生育上不必要な枝（逆さ枝、からみ枝、平行枝、車枝、胴吹き枝、徒長枝、立枝、ふところ枝、ヤゴなどの不要枝）

第40条（制約条件がある場合の剪定）

- 1 樹木の枝葉が、民地境界から原則として1.0m以上離れるように剪定する。
- 2 樹木の枝葉が、原則として架空電線（低圧防護具に収めた絶縁電線を除く。）又は架空電話線（引き込み線を含む。）から1.0m、高圧の架空電線又は変圧器から1.5m以上（垂直方向の場合は2.0m以上）離れるように剪定する。
- 3 樹木の下枝高は、道路側は道路構造令に基づく建築限界を侵さない高さ（車道側4.5m、歩道側2.5m）を確保し、園路や広場に面した部分は利用者に配慮した高さを確保するものとする。ただし、植栽後間もない樹高の低い樹木については、担当職員と調整のうえ当面の下枝高を定めて剪定する。

第41条（刈り込み）

刈込鋏や刈込機を用いて樹冠などを刈り込み、樹形を整えるとともに、混み過ぎた枝や枯れ枝を除去し、通風、採光を確保するように行うものとする。

第42条（刈り込みの方法）

- 1 樹形全体に凹凸のないように、一定の形又は一定の高さに刈り込む。
- 2 花木の刈り込みにあたっては、花芽分化時期に留意すること。
- 3 ベンチなどの背後や歩道に沿って植栽されている中低木の刈り込み、剪定作業に際しては、尖った切断面が生じないよう、鋏で切り戻すなどの適切な措置をとること。
- 4 刈込機で刈り込んだ後、裂けたりつぶれたりした枝の切り口や、枝葉の表面に出た太枝などは、鋏で切り戻すこと。
- 5 枯損枝は、切除すること。
- 6 刈り込みの出来高の面積は、投影面積とする。
- 7 玉物、トピアリー等、特殊な仕上がり形状の刈り込みに当たっては、施工方法、仕上がり形状等を担当職員に確認すること。

第5章 病害虫防除

第43条（目的）

病害虫の発生は、樹木の健全な生育を妨げ、植栽の持つ機能の低下をもたらすほか、公園緑地等の利用者や周辺住民に対し不快感や虫刺されなどの被害を与える。また、場合によっては、周辺の庭木や農作物などにも被害が波及する恐れがある。このため、病害虫を早期に発見し、発生を認めたら速やかに防除することを目的とする。

第44条（巡回（徒步）剪除）

- 1 病害虫の発生前後に徒步により巡回する。
- 2 枝葉の陰になっているものなどがあるので、目視を十分に行う。
- 3 病害虫の発生が認められた場合は、剪定防除を行うとともに、担当職員に速やかに連絡する。また、チャドクガの抜け殻等、かぶれるおそれのあるものも同様とする。

第45条（剪定防除）

- 1 病害虫の発生枝をすべて剪除する。
- 2 枝葉に付いている害虫が落下しないように注意深く切り取る。落下してしまった場合は清掃する。
- 3 剪除した枝及び害虫は速やかに処分する。

第46条（薬剤散布等）

- 1 農薬使用にあたっては、農薬取締法その他関係法令、及び農林水産省・環境省の「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日25消安第175号・環水大土発第1304261号）を遵守すること。
- 2 使用する農薬は、農薬取締法に基づいて登録された、当該防除対象の樹木などに適用のあるものを用い、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）、使用上の注意事項を守って使用する。また、現地混用は極力避け、混用を行う場合は「住宅地等における農薬使用について」に基づき十分注意する。
- 3 事前に周辺住民などに対して、以下の項目について十分な周知を行うとともに、合わせて公園緑地等の入り口や対象樹木等にも立て看板や掲示等で表示を行う。
 - (1) 農薬使用の目的（対象樹木や農薬使用の目的を具体的に記す。）
 - (2) 敷設日時（気象条件が合わない場合の代替日も記す。）
 - (3) 使用農薬の種類（具体的な農薬名、希釈倍数、散布方法を記す。）
 - (4) 敷設方法

(5) 注意事項

(6) 受託者及び委託者の連絡先

- 4 特に農薬散布区域の近隣に学校、幼稚園、保育園、通学路などがある場合には、当該学校等を通じて子どもの保護者などへの周知を図るとともに、散布の時間帯に最大限配慮すること(通学・通園時間帯や屋外活動時等は散布しない)。また、周辺に食用農作物が栽培されていないか確認し、必要に応じ農作物栽培者に対し連絡する。
- 5 住宅地付近では、窓を閉め洗濯物を屋外に干さないこと、乗用車を付近に駐車しないようあらかじめ要請するとともに、散布時にこれらをチェックし、必要であれば、再度、住民に要請する。
- 6 使用する農薬の種類、実施日、時刻、周知方法などについては、担当職員と調整の上、決定する。
- 7 敷布する際は、立て看板やロープ等により立ち入りを制限したり、必要に応じて見張りを立てること等により、散布区域内に歩行者などが入らないように最大限の配慮を行う。また、散布区域及び周辺の車両、家屋、ペットなどに農薬がかからないように十分注意するとともに、必要により養生する。
- 8 敷布の際には、農薬の飛散を抑制するノズルを使用し、風向きやノズルの向きに注意して、病虫害の発生部位等の必要な部分のみに散布し、農薬の飛散防止に最大限配慮する。
- 9 農薬の調合又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護眼鏡等の防護具を着用し、かつ、農薬の取扱いを慎重に行うこと。
- 10 降雨、風の強い日は散布を中止する。
- 11 落下した枝葉、害虫は清掃する。
- 12 敷布後は、現地に散布した旨を表示するとともに、必要に応じて周囲にロープを張るなどによりしばらくの間立ち入りを制限する。
- 13 使用機器及び薬品の保管については、事前及び事後を通じ十分注意し、作業終了後は法令に従い処理する。
- 14 空き瓶、残液の処理についても法令に従い処理する。
- 15 記録写真に、農薬の使用量及び空き瓶・残液の処理方法が確認できるように撮影する。
- 16 作業後、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称及び単位面積あたりの使用量又は希釀倍数などについて、記録簿を作成し3年間保管するとともに、記録簿の写しを担当職員に提出すること。

第6章 施肥

第47条（目的）

樹木の施肥は、樹木の美観の保持、抵抗力の促進、開花、結実などを目的とする。

第48条（上木（高・中木）施肥）

施工方法は、つぼ肥とし、樹冠先端付近の地面に直径30cm、深さ20cmの施肥穴を等間隔で掘り、肥料投入後埋め戻しをする。

第49条（下木（中・低木）施肥）

施工方法は、独立して植栽された株物の場合は地中に混ぜ、植つぶしの場合は地表散布とする。

第7章 芝生管理

第50条（目的）

芝生管理は、芝生の美観の維持や、健全な生育を目的とする。

第51条（抜根除草）

- 1 除草フォークなどを用いて根より抜き取る。
- 2 芝生を傷めないように、丁寧に抜き取る。
- 3 刈り込み作業に先立ち行うこと。

第52条（刈り込み）

- 1 刈り込み前に、小石、ゴミなどを取り除く。
- 2 ローンモアなどで均一に刈り込み、剪除した茎葉は速やかに処分する。
- 3 樹木の根際、構造物周りなどについては、手刈りとする。

第53条（目土かけ）

- 1 目土をトンボなどを用いて、むらなく均一にすり込む。
- 2 凹凸箇所は、目土を均一に敷均し、地表面を平坦に仕上げる。
- 3 肥料を使用する場合は、客土と肥料をむらのないようによく混合する。
- 4 目土材料、目土厚、肥料の種類、施肥量は設計図書による。

第54条（施肥）

- 1 むらのないように均一に散布する。
- 2 固形肥料を施す場合は、降雨直後などで葉面のぬれている時は行わない。
- 3 肥料の種類、施肥量は設計図書による。

第8章 花壇管理

第55条（目的）

花壇管理は、花壇の美観の維持や、花壇草花の健全な生育を目的とする。

第56条（地拵え）

1 20cm程度まで掘り起こし、凹凸のないように一様にならす。

2 古株及び雑草などは、根より掘り起こし、土を払う。

3 肥料を施す場合は、花壇面に均一にまき、床土と混合する。

第57条（植え付け）

1 所定の苗数を、密度にむらのないようにしっかりと植え付ける。

2 植え付け後はよく灌水し、根が浮き上がるなど、植え付けが確実でないものは、植え直す。

第58条（花壇管理）

1 花苗を傷めないように、除草フォークなどを用いて雑草を根より抜き取る。

2 花がらを取り、花壇内のゴミを丁寧に清掃する。

3 花苗の根が浮き上がっているものは、植え直す。

第59条（灌水）

花苗を傷めないように、数回に分けて均一に灌水する。

第60条（施肥）

葉や花にからないように、地面に均一にまく。肥料の種類及び施肥量は、設計図書による。